

「指定居宅サービス」重要事項説明書

当事業所は、道知事より介護保険事業の指定を受けています。
JA道東あさひ介護事業所（北海道指定 第0174200196）

1、事業者

(1)、法人名	農業協同組合：道東あさひ農業協同組合（JA道東あさひ）
(2)、主たる事務所	〒086-0214 野付郡別海町別海緑町116番地9
(3)、電話番号	0153-75-2201
(4)、代表者名	代表理事組合長 浦山 宏一
(5)、設立	平成21年4月1日
(6)、事業管内	別海町と標茶町の虹別、萩野地区

2、事業所

(1) 事業所の種類

●通所介護事業 指定No0174200196	指定日：平成21年4月1日 センター長/管理者 上林 泰聡 所在地：野付郡別海町西春別駅前曙町9-3 名称：JA道東あさひ介護事業所 Tel0153-77-4111
---------------------------	--

(2)、事業所の目的

介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、ご契約者に「通所介護サービス」を提供します。

(3)、当事業所の運営方針

サービスの提供にあたっては、適切な介護技術をもって懇切丁寧に行い、ご契約者及びご家族も含め満足頂けるサービスを目指します。

(4)、通常の実施地域

別海町と標茶町の虹別、萩野地区

(5)、営業日及び営業時間

	通所介護事業
営業日	月～土曜日
	サービス提供時間 10:00～15:15 9:15～16:15
	12/31～1/6除く

(6)、利用者定員

定員
1日 30名

※サービスの利用は、介護保険制度による介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。
但し、介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能ですのでご相談ください。

通所介護事業 (デイサービス)

◇職員配置

職種	常勤	非常勤	職務内容
センター長(管理者)	兼1		総括/他事業兼務
生活相談員	兼2	1	生活全般相談
介護職員	兼5	5	介護・記録・研修係り
看護職員		2(兼1)	看護・介護・支援・記録
機能訓練指導員		1	看護職(兼)
調理員		4	調理
介護福祉士	3	1	国家資格有資格者
総数	17名		令和6年4月1日現在

※ 感染症等で介護職員が不足した場合に備え看護師と調理員に介護補助員を配置しています。

◇サービス概要

- ① 生活相談 (相談援助等)
- ② 運動機能の向上・機能訓練 (日常動作訓練)
- ③ 介護サービス (移動や排泄の介助・見守り等のサービス)
- ④ 介護方法の指導 (家族の会「一柏会」の開催等)
- ⑤ 健康状態の確認 (血圧・体温の測定/月に一度の体重測定)
- ⑥ 送迎 (自宅までの送迎を行います)
- ⑦ 給食サービス (栄養並びに利用者の身体に合わせた食事の形態を選べます)
- ⑧ 入浴サービス (身体の状態に合わせた入浴を提供できます)
- ⑨ 口腔機能向上サービス (口腔清掃の指導・摂食・嚥下機能に関する訓練・指導を実施します)

◇サービス利用料金 ※自己負担金額は、通常下記利用料金の1～3割です。

5-6時間の場合

介護認定	サービス提供時間	サービス利用料金
要介護1	5時間～6時間	5,700 円
要介護2	5時間～6時間	6,730 円
要介護3	5時間～6時間	7,770 円
要介護4	5時間～6時間	8,800 円
要介護5	5時間～6時間	9,840 円

6-7時間の場合

介護認定	サービス提供時間	サービス利用料金
要介護1	6時間～7時間	5,840 円
要介護2	6時間～7時間	6,890 円
要介護3	6時間～7時間	7,960 円
要介護4	6時間～7時間	9,010 円
要介護5	6時間～7時間	10,080 円

◇総合事業サービス利用料金

介護認定	サービス利用料金	同一建物減算	単位
要支援1	17,980円	3,760円	1ヶ月
要支援2	36,210円	7,520円	1ヶ月

利用料の概算

--

◇サービス加算料金

サービス	加算料金	適応等	加算基準
入浴加算（Ⅰ）	400円	普通浴・特浴	利用回数毎
9-10時間	500円	算定対象時間	利用時間前後の日常生活上の世話を 行った場合
10-11時間	1,000円	算定対象時間	
11-12時間	1,500円	算定対象時間	
処遇改善加算Ⅳ	6.4%	1か月の総単位数（介護度に応じた基本サービス費と各種加算）に6.4%を乗じた額	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	60円	勤続7年以上の職員3割	利用回数毎

◇サービス全額自己負担料金

サービス	料 金	適応等
食 費	505円	食数毎
間飲食費	60円	食数毎
医療品費	必要時説明	滅菌ガーゼ等
介護用品費	必要時説明	リハビリパンツ等
同一建物減算	940円	送迎無の場合1日

◇介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

（利用料負担）

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合には、全額（10割）ご契約者の負担となります。

◇利用料金の支払い方法（処理）

利用料金の支払いは、月末締め切りの翌末日までに、お支払い願います。（請求書は翌月10日迄に発行）

原則として契約者又は利用者名義の当JA貯金口座振替（貯金口座振替依頼書に基づく）で処理させて頂きます。また、請求に際し利用明細を（介護給付以外の費用がある場合も含む。）交付いたします。

◇定められた業務以外禁止

居宅介護サービスの提供にあたり、ご契約者は事前のサービス計画及び介護職員業務に基づいて、サービスを提供致します。計画以外の業務や介護職員として適当でない業務を事業者に依頼することは出来ません。

◇苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受付ます。

（1）当事業所における受付

受 付 窓 口	電 話 番 号	担当：施設管理者	住所
道東あさひ農業協同組合	0153-75-2201	管理課	別海町別海常盤町116番地9
道東あさひ農業協同組合 西春別支所	0153-77-2111	支所長：山崎 仁	別海町西春別駅前寿町15番地
道東あさひケアセンター	0153-77-4111	センター長：上林 泰聡	別海町西春別駅前曙町9-3
道東あさひ居宅介護支援事業所	0153-77-4113	現在休止中	別海町西春別駅前曙町9-3

（2）関係機関・苦情受付

事業所名	電 話 番 号	担当者	電話番号	住所
別海居宅介護支援事業所	0153-75-0883	所 長	086-0205	別海町別海常盤町280番地
道東あさひ居宅介護支援事業所	0153-77-4113	管理者	088-2566	別海町西春別駅前曙町9-3
別海町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	0153-75-2400	管理者	086-0203	別海町別海西本町36番地
居宅介護支援事業所「すすらん」	0153-77-5588	管理者	086-0212	別海町鶴舞町6番45号
標茶町居宅介護支援事業所	0154-85-0084	管理者	088-2311	標茶町開運4丁目2番地
標茶町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	0154-85-2503	管理者	088-2311	標茶町川上10丁目1番地
国民健康保険連合会	011-231-5161	苦情係り	060-0062	札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

（3）保険者

町名（役場）	電 話 番 号	町長	電話番号	住所
別海町（役場）	0153-75-2111	町長	086-0205	別海町別海常盤町280番地
中標津町（役場）	0153-73-3111	町長	086-1164	中標津町丸山2丁目22番地
標茶町（役場）	015-485-2111	町長	088-2311	標茶町川上4丁目2番地

◇専用苦情・相談窓口の設置

ケアセンターには専用の窓口を設置しております。電話でもファックスでもお手紙でも結構です。

受 付 窓 口	電 話 番 号	窓口担当者	住所
ケアセンター	0153-77-4111	小山田 嘉子	別海町西春別駅前曙町9-3

◇複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録を閲覧出来ますが、複写物（コピー）を必要とする場合には、実費（1枚20円）を頂いています。

◇健康上の理由による中止・緊急時の対応

- ①風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ②ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または関係機関に連絡を取る等必要な措置を講じます。
- ③通所での健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスの変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。

※サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り返ることができます。

但し、定員人数を越える予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

◇事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関等への連絡を行なうなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

◇個人情報の使用について(ご本人・ご家族様)

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供する為に職員会議、担当者会議、介護支援専門員と事業者、医療等関係機関の連絡調整等において必要な場合は関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。

◇職員の(研修)資質向上について

職員等に対しては利用者の人権擁護、虐待防止のため等の各種研修を実施し資質向上に努めます。

◇掲示・開示について

行政庁が実施する「介護サービス情報公表制度」に基づき、当事業所の事業内容等に関する情報を開示する。

◇提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無
実施した直近の年月日	令和5年8月
実施した評価機関の名称	利用者アンケート
評価結果の開示状況	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無

指定居宅サービスの提供の開始に際し、「指定居宅サービス」重要事項説明書を基に説明をしました。

令和 年 月 日

説明者

印

私は、本書面に基ずいてJA道東あさひ介護事業所より、「指定居宅サービス」の説明を受けサービスの提供の開始に同意しました。

令和 年 月 日

住所

氏名

印